

【平成29年度下期分】

世田谷区社会福祉協議会 子ども食堂運営支援金
募 集 要 領



家庭の事情による孤食や経済的理由による欠食などの状況にいる子どもたちへのケアの重要性が認識され、食事提供の支援を含めた居場所づくりとして、いわゆる「子ども食堂」の地域活動に対するニーズが高まっています。そうした現状を踏まえ、世田谷区社会福祉協議会は「歳末たすけあい・地域支えあい募金」を活用して、世田谷区内で住民主体により運営される子ども食堂（今後開設予定のものも含む）の運営にかかる経費の一部を助成します。

【手続きの流れ】

募集・申請受付 平成29年10月2日（月）～20日（金） **必着**



【提出書類】申請用紙、会則またはそれに準ずるもの、
事業計画・予算、前年度決算報告または
今年度実績、チラシ・会報など

審 査

平成29年10月下旬



世田谷区社会福祉協議会にて支援先および支援金額を決定

支援決定通知 平成29年11月初旬



支援決定となった団体等に支援金額を通知

【提出書類】口座振込登録申請書兼口座振替依頼書

運営支援金振込 平成29年11月中旬



申請のあった口座へ支援金振込

活動報告書提出 平成30年4月10日（火）

【提出書類】活動報告書、会計監査報告、会報・通信・
活動風景写真等

1. 支援概要

(1) 支援対象となる団体と運営支援金の使途

① 支援対象となる団体及び要件

下記要件を満たし、様々な事情により孤食や欠食などの状況にある場合を含む子どもたちの居場所として、また、地域住民とのふれあいを通して人間性や社会性を育てるなど、地域で子どもを支えることを目的に地域の住民主体により運営される子ども食堂を支援対象とする。

- ア) 主に世田谷区内の地域住民が運営主体となっており、代表・副代表（会計等）、スタッフ・協力者等の運営体制が一定程度整っていること。
- イ) 原則として、月2回以上開催し、自立的・継続的に活動できる見込みがあること。
- ウ) 地域の居場所としての観点から、開催場所が固定されていること。
- エ) 地域への適切な周知がなされ、子どもたちの十分な参加が見込まれること。
- オ) 参加する子どもたちが主に世田谷区内在住者であること。
- カ) 子どもたちへの居場所と食事の提供をはじめ、子どもの成長や地域住民との交流を図れるプログラムが考えられていること。（学習支援、レクリエーション等）
- キ) 子ども食堂の開催に対する活動保険へ加入していること。（予定を含む。）
- ク) 安全面について適切な配慮がなされていること。（アレルギー対策や必要に応じた送迎など）
- ケ) 衛生面について適切な配慮がなされていること。（調理方法や食材管理、手洗いなどのルール徹底や感染症対策、食事提供における衛生管理上の条件整備など）
- コ) 支援金を上回る支出（使途は下記②参照）の見込みが立っていること。
- サ) 必要に応じ活動状況に関する情報を社会福祉協議会に提供し、活動報告書と会計報告を世田谷区社会福祉協議会に提出すること（年度終了時）。

※ これから子ども食堂を始められる方や活動場所・スタッフ等をお探しの方はP. 4「**8. その他（子ども食堂の新規開設・運営に関する相談）**」をご参照ください。

② 運営支援金の使途

この運営支援金は、子ども食堂の継続的な活動に要する運営経費のうち、参加する子どもたちの食事にかかる食材費及び活動にかかる保険料等の一部を支援対象とする。

(2) 支援金額および決定

① 支援金額の算出基準

ア) 子どもの参加数(見込)が毎回平均 10 名以内の場合：2 万 5 千円以内

イ) 子どもの参加数(見込)が毎回平均 11 名以上の場合：4 万円以内

＊ 上記は月 2 回開催の場合の基準金額です。開催予定回数や参加人数の見込等、開催計画に応じて支援金額を決定します。

＊ 平成 29 年度下期分は、全期分支援金額に 1/2 を乗じて算出しています。

② 支援決定

ア) 支援総額の範囲で支援対象団体数を決定する。

イ) 申請数が多い場合は、地域性及び書類等を総合的に審査して支援対象団体を決定する。

※ 支援金を上回る実績がない場合は、返還していただく場合があります。

(3) 支援の対象とならない団体等について

使用する施設（公共施設等を借りる場合）の使用ルールを守らなかったり、近隣の迷惑になる行為、公序良俗に反する行為、営利目的の活動や政治・宗教上の勧誘行為を行なう団体等への支援は行なわない。

※ 支援開始後に当該行為があったと判断される場合には、支援を停止することがあります。

2. 提出書類

- ① 申請用紙（事業計画・収支予算を含む）
- ② 会則またはそれに準ずるもの
- ③ 前年度決算報告または今年度実績
- ④ チラシ・会報など

3. 支援決定通知および運営支援金の振込み

世田谷区社会福祉協議会での内部選考を経て支援先および支援金額を決定し、11 月上旬までに申請団体等に通知し、支援先として決定した団体等に対して 11 月中旬をめぐりに運営支援金を振り込むものとする。

※ 振込口座は「子ども食堂名義」のものに限ります。個人名義や法人名義の口座へは振り込めませんので、予めご用意ください。

4. 活動報告書等の提出

平成 30 年 3 月 31 日までの実績について次の書類を作成のうえ、平成 30 年 4 月 10 日（火）までに提出すること。（年度内に廃止した場合は、廃止後 50 日以内）

- ① 活動報告書
- ② 会計監査報告（出納帳及び領収書コピーを含む）
- ③ 会報・通信・活動風景写真等

※ 領収書コピーは当該年度分全て必要となります。求めがあったときに提示できるよう、常時整理し保管しておいてください。

5. 申請方法

所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、世田谷区社会福祉協議会に申請すること。(Fax、メール不可)

- * 申請用紙は下記問合せ先および相談先にて配布しています。また、世田谷区社会福祉協議会のホームページ (<http://www.setagayashakyo.or.jp/>) からダウンロードできます。

6. 申請期限および提出先

申請期限 平成29年10月20日(金)(必着)

提出先 〒157-0066 世田谷区成城 6-3-10 4階

世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 地域福祉推進係

7. 問合せ先

世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 地域福祉推進係 尾崎・川崎

電話：5429-2233 FAX：5429-2204

8. その他(子ども食堂の新規開設・運営に関する相談)

世田谷区社会福祉協議会では、運営支援金の提供の他に、住民主体で子ども食堂の運営を計画または実施されている団体等からの相談を受け付けています。可能な範囲で以下のサポートをいたしますので、お気軽にお問合せください。

- ・ ボランティアや活動場所の情報提供・紹介等のコーディネート
- ・ 協力が得られる可能性のある地域の団体等の紹介や調整
- ・ 広報活動の支援
- ・ その他運営上の課題解決のためのサポート



【相談先】

- 世田谷地域社協事務所 電話：3419-2311 FAX：3419-2354
- 北 沢地域社協事務所 電話：5465-7541 FAX：5465-7543
- 玉 川地域社協事務所 電話：3702-7777 FAX：3702-7861
- 砧 地域社協事務所 電話：5727-6101 FAX：5727-6103
- 烏 山地域社協事務所 電話：5314-1891 FAX：5314-1893